

# 契約約款

## (契約の成立)

- 第1条 「入会を希望する生徒・保護者（以下甲）」は、以下の条項を承諾のうえ、「Freewill 学習塾（以下乙）」に対して入会申込書の提出及び入会金、設備・サポート費、教材費、当該授業料の支払いを以て入会とし、契約が成立します。また、この支払は乙が指定する口座への振り込みをもって行うこととします。
- 乙のキャンペーン特典が発生する場合に限って、入会費用の一部が免除される場合があります。
  - 再入塾の場合、入会金が免除されます。

## (月謝等の支払い)

- 第2条 甲は翌月の月謝（授業料、設備・サポート費他）を、前月の26日（当日休業日の場合は、翌営業日）に甲指定の銀行口座からの自動引き落としを利用して支払うものとします。甲は、引き落としが不能にならないように配慮をお願いします。ただし、自動引き落とし登録の手続きが完了するまでの入会から2～3ヶ月は、指定先の銀行口座へお振込みでのお支払いをお願いします。
- 甲が月謝の支払いを2ヶ月滞納した場合、出席停止となります。その後も甲が滞納を続ける場合、乙は甲の退会処分をいたします。

## (指導形態)

- 第3条 乙は、小学生・中学生・高校生に対して、甲が選択したコース、教科の範囲において、個別指導または少人数指導を提供します。

## (サービスの提供期間)

- 第4条 契約期間は、入会手続き日から年度末です。3月末日が年度末です。なお、甲または乙から申し出がない限り、翌年度末まで自動継続をいたします。

## (クーリングオフ)

- 第5条 入会申込書をご提出頂いた日から起算して8日間は、書面により無条件で契約を解除することができます。
- 第1項の契約の解除は、甲がその旨を記載した書面を発信した時より成立します。
  - 第1項の契約の解除をする際は、すでにお支払頂いた金銭については、手数料不要で速やかに全額返還します。また、損害賠償金や違約金をお支払頂く必要もありません。

## (退会)

- 第6条 甲が退会を希望する場合は、毎月10日（当日休業日の場合は、前営業日）までを当月分の申請期限とし、その月の末日にて退会となります。乙にその旨を申し出、所定の退会届を提出することによって承認されます。毎月締切日より後の申し出については、翌月末日をもって退会となります。
- 甲の無断欠席が2ヶ月続いた場合、乙は甲の退会処分をいたします。

## (学習の促進)

- 第7条 乙は、甲との間で共有した目標達成に向けて全力で取り組みます。甲の通塾に際して、やむを得ない理由がない限り、選択したコース、イベント等に積極的な参加を促してください。

## (安易な遅刻・欠席の防止)

- 第8条 甲は、やむを得ない場合を除いて、当該授業に遅刻・欠席をしないように努めてください。さらに、乙は可能な限りこれを支援してください。病気や怪我、学校の正規カリキュラム以外での欠席に関しては、振替授業ができません。

## (遅刻・欠席の対応)

- 第9条 甲は、行事や学校の正規カリキュラムなどにより、遅刻や欠席があらかじめわかっている時は、可能な限り一週間前までに乙に連絡し、振替授業等必要な指示を受けてください。当該授業当日、病気や怪我のため、やむを得ず遅刻・欠席する場合は、授業開始2時間前までに乙に連絡した場合、振替授業をいたします。

(振替授業規定)

第10条 9条に則って振替授業を行う場合、以下の基準で欠席日から2ヶ月以内に振替授業を実施します。

- 1) 週1回通塾生・・・月に1回まで振替可 週2回通塾生・・・月に2回まで振替可
- 2) 週3回通塾生・・・月に3回まで振替可 週4回通塾生・・・月に4回まで振替可

(テスト対策)

第11条 乙は、各学校の定期テストに向けて、通常授業ならびに定期テスト対策特別指名自習をして、生徒の高得点獲得を支援します。甲は、乙の指導（提案）を受けながら目標達成に向けて積極的に授業に参加するよう努めてください。

(季節講習)

第12条 乙は、学校の長期休暇を利用して、甲の目標達成に向けて、通年カリキュラムの一環として春、夏、冬の講習を開講します。甲は、乙の提案を参考にして受講してください。

(特別授業)

第13条 乙は、必要に応じて生徒の目標達成を支援する特別授業を開講することがあります。乙が特別授業の対象である場合は、原則、必修で参加してください。

(保護者会・保護者面談)

第14条 乙は、生徒の目標達成を支援する甲と常に情報交換を心掛け、年に最低3回は情報交換の機会として面談や保護者会を設定します。甲は、不安や疑問が生じた際には、積極的に乙に問い合わせるとともに、保護者面談や保護者会には積極的に参加してください。

(休会)

第15条 乙は、甲の入院の他、病気や怪我などで通塾が不可能な場合に休会を認める場合があります。休会を希望する際は所定の休会申請書をご提出ください。休会期間は最大で3ヶ月となります。

2. 休会期間は、甲は設備・サポート費のみを支払うものとします。
3. 休会期間が2ヶ月に達した時点で、通塾開始の見通しが経たない場合、甲は休会申請書を再度提出することができます。

(天災・警報時の取り扱い)

第16条 地震等で甚大な災害が発生した場合や、通塾する教室が属する自治体に暴風警報、暴風雪警報が発令された場合は授業を中止します。この場合、振替授業は実施しませんのでご了承ください。

(個人情報保護)

第17条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- 1) 甲に対するサービスの案内、情報提供を行うため
  - 2) 甲より照会を受けた内容に回答するため
  - 3) 甲に対する学習指導を行うため
  - 4) 甲に対する進路指導を行うため
2. 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

(紛争の解決)

第18条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2. 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

以上